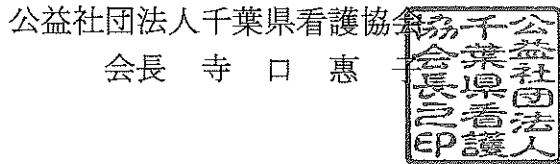


千葉協発第20号
令和2年4月28日

千葉県知事 森田 健作 様



新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

国により新型コロナウイルス感染症対策が進められており、医療機関・介護施設・介護サービス事業等における基準緩和等の柔軟な対応について示されているところですが、重症化リスクの高い県民の命を守り、感染拡大を防止するために、地域医療介護提供体制を強化する観点から、下記のとおり要望いたします。

記

1 医療機関・介護施設・訪問看護事業所等に対する衛生材料の確実な供給

医療機関はもとより、介護施設・訪問看護事業所等においても、慢性疾患有する高齢者や医療的ケア児等、感染リスクの高い利用者にケアを提供している。しかし、マスクやアルコール等消毒薬をはじめとする衛生材料の十分な確保ができないことから、通常の感染防止手順を遵守した適切な感染予防、感染拡大防止に取り組むことができず、利用者の安全確保が困難な状況が発生している。

県において、マスク、アルコール等消毒薬等の衛生材料を確保し、医療機関のみならず介護施設・訪問看護事業所等が必要とする数を確実かつ安定的に供給されたい。

2 医療的ケア児を養育する家庭等に対する衛生材料等の確実な供給

医療的ケア児は、重症度や疾病特性に応じて利用する制度が医療、福祉、難病等の複数にまたがり、また、年齢に応じて生活の場が家庭から学校へと拡大することから、対象児が網羅的・一元的に把握されていない現状にある。アルコール等消毒薬などのニーズ把握においては、家庭等の必要数が見落とされることのないよう、市町村等と連携するなどして、確実に物資が届くよう体制を構築されたい。

3 地域における感染管理に関する専門性の高い看護師の活用による体制整備の強化

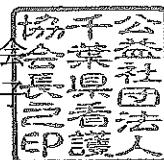
介護施設等においては、感染した際に重症化するリスクが高い高齢者等が多く、また、多数の入所者に同一の職員がケア提供を行うことから、施設内での確実な感染予防・感染拡大防止のための対策が不可欠となる。

そのため、県が介護施設等の感染対策が適切に行われているか把握し、地域内の感染管理に関する専門性の高い看護師等と連携した助言・支援を実施するための体制整備を進められたい。

千葉県看護協会第21号
令和2年4月28日

千葉県知事 森田 健作 様

公益社団法人千葉県看護協会
会長 寺口 恵



新型コロナウイルス感染症対応している看護職に対する危険手当の支給等について

現在、日本国内の複数の地域で感染経路が明らかでない新型コロナウイルス感染症の患者が散発的に発生しており、国民・医療関係者が一体となって拡大防止に努めています。さらには、無症状者が別の疾患等で医療機関を受診することなどによって、院内感染が生じ、医療従事者は、自分が感染する、自分が感染の媒介者になるかもしれない不安や恐怖を感じながら職務にあたっています。

なかでも看護職は24時間、365日患者に関わっており、感染に対するリスクは甚大です。

また新型コロナウイルス感染症に対応している医療機関の看護職は、「感染するから保育を拒否される」「感染するからタクシーから乗車拒否される」などの謂れのない誹謗中傷を受けています。

国難ともいわれる今般の状況において、自らの危険を顧みずに業務に従事している看護職に、危険手当等を支給していただきますようお願いいたします。

【要望1】

下記のとおり、新型コロナウイルスに感染した患者に対応した、又は対応する可能性が高い看護職一人ひとりに対し、危険手当を支給されたい。

記

1 対象となる看護職

新型コロナウイルスに感染した患者又は感染した疑いのある患者に対応した看護職及びその補助を行った看護職

2 支給方法

危険手当を大幅に増額し、対象看護職個人に支給すること。

3 支給期間

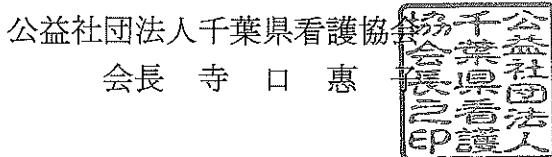
日本国内で初めて新型コロナウイルス感染が確認された日から、新型コロナウイルスの蔓延がほぼ終息したとして別に定める日まで

【要望2】

要望1に記載した看護職が帰宅せずホテル等に宿泊した場合、当該看護職に対し1泊につき15,000円を上限に宿泊費の補助（病院において費用を負担している場合は医療機関に対して補助）を行っていただきたい。

千看協発第22号
令和2年4月28日

千葉県知事 森田 健作 様



妊娠中の看護職員の休業に伴う代替職員の確保について

新型コロナウイルス感染症の増加を受けて、医療機関に勤務する妊娠中の看護職員より感染のリスクがある勤務環境について相談等があることから、現状報告とともに、下記のとおり対応について要望いたします。

記

<現状>

- 国内では、新型コロナウイルス感染者が増加し、感染症指定医療機関だけでなく一般の医療機関に感染症患者が受診する可能性が高くなっている。
- 4月1日、13日に厚生労働省より「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」が発出され、職場での配慮等について要請された。
- しかし、医療従事者については、テレワークが不可能であることから、妊娠中の看護職員は出勤せざるを得ない状況がある。
- 妊娠中の看護職員からは、発熱、呼吸器症状のある患者に対しても受け持ちを行つており、不安だという相談が複数届いている。
- 妊婦は、新型コロナウイルス感染患者のハイリスクであり、一般的には妊婦が肺炎を発症すると重症化する可能性がある。

<要望>

医療機関（病院又は診療所）が妊娠中の看護職員の休業に伴って代替職員を雇用した場合に、その所要経費（賃金等）に対する補助金の支給をお願いしたい。